10 月

新中学校１年生　保護者の皆さまへ

二宮町教育委員会

# 就学援助「新入学児童生徒学用品費」入学前支給のご案内

二宮町教育委員会では、令和９年度に二宮町立中学校に入学予定で、経済的な援助を必要としているご家庭に、「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給します。

**今年度、就学援助制度で「準要保護」の決定を受けている方は**
**令和９年１月下旬（予定）に支給されます**

・既に「準要保護」の決定を受けている方は手続きが不要です。また、入学前支給が不要な方は、ご連絡ください。

今年度、就学援助の申請をされていない方は、次をご覧ください。

----------≪就学援助の申請について≫----------

**＜対象となる方＞**　令和８年度の就学援助制度の認定基準（下記A,B,Cのいずれか）に該当する方

**A　前年度または今年度において、次のいずれかに当てはまる方**

- 生活保護が停止又は廃止になった
- 町民税、固定資産税、個人事業税いずれかの減免又は町民税所得割分非課税となった
- 国民健康保険税又は国民年金保険料の減免を受けた
- 児童扶養手当の支給を受けた
- 二宮町社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を受けた

**B　所得が町の審査基準内の方**（限度額目安は裏面をご覧ください）

**C　その他**（保護者の死亡、災害にあった等により所得が著しく減少した方）



©東京ハイジ/二宮町

**＜対象とならない方＞**

① 令和９年３月末日までに二宮町外に転出される方（転出予定の方）
② 令和９年４月に二宮町立中学校以外の学校に入学を予定されている方
③ 生活保護を受給されている方

## １．申請手続き

１　提出期限　　**令和８年１２月１１日（金）**　（添付書類含む）

２　提出書類

**①　就学援助費交付（変更）申請書**（教育委員会または、町HPに用意があります）

**②　債権者登録カード**（教育委員会または、町HPに用意があります）

**③　添付書類**（次のいずれかの書類を必ず添付してください）

（１）上記 認定基準 が証明できる書類

・令和８年度　非課税証明書、児童扶養手当証書の写しなど

次ページに続く

（２）令和７年分の源泉徴収票または年間所得が確認できる書類

・確定申告書の控、令和８年度課税証明書など

※（２）の場合は、令和７年１月～12月の世帯全員の年間収入を提出してください。

（世帯全員の収入状況をもとに審査します。）

３　提　出　先　　二宮町教育委員会　教育部　教育総務課

※ 本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）、振込口座が確認できる書類をお持ちください。（手続きの際に必要になります。）

４　所得限度額の目安※令和７年中における世帯全員の総所得額の合計額

| 世帯全員 | 世帯構成（例） | 所得限度額の目安 | |
|---|---|---|---|
| | | 持家 | 賃貸 |
| 2人 | 保護者1人、小学生1人 | 214万円 | 273万円 |
| 3人 | 保護者1人、小学生2人 | 272万円 | 336万円 |
| 4人 | 保護者2人、小学生1人、中学生1人 | 276万円 | 339万円 |
| 5人 | 保護者2人、小学生3人、中学生1人 | 302万円 | 366万円 |
| 6人 | 保護者2人、小学生3人、中学生1人 | 354万円 | 422万円 |
| 7人 | 保護者2人、小学生2人、中学生1人、高校生1人、未就学児1人 | 379万円 | 456万円 |

当てはまるかわからない場合は、ぜひ申請してみてください！

・所得限度額は、世帯構成、年齢により異なるため、限度額の目安を超えていても該当になる場合や限度額の目安未満であっても該当にならない場合があります。

## ２．支給額・支給日等

支給額　：８１，０００円（予定）

支給日　：令和９年１月下旬（予定）

※該当者の方には、支払日等の通知を１月中旬に発送します。

支給方法：「債権者登録カード」に記載いただいた金融機関の口座へ振込み

## ３．注意事項

●今回の「新入学児童生徒学用品費」入学前支給を受けた方につきましては、「令和９年度の就学援助制度」の「新入学児童生徒学用品費」は支給されません。

●支給後に転出された場合は、転出先自治体に二宮町で「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を行った旨を通知いたします。

●今回の審査では、「令和８年度の就学援助制度」の基準を用います。「令和９年度の就学援助制度」に申請される場合は、改めて審査いたします。

・今回、申請しない場合や審査により不決定となった場合も、「令和８年度の就学援助制度」に申請いただき、「準要保護」の決定を受けた場合には、「新入学児童生徒学用品費」として支給いたします。

●**今回の支給は「令和８年度の就学援助制度」です。「令和９年度の就学援助制度」を希望する場合には、別途申請していただく必要があります。(令和９年度２月～３月申請期間)**

## ４．お問い合わせ先

二宮町教育委員会 教育部 教育総務課　教育総務班

二宮町二宮９６１番地（町民センター隣り）

電話　０４６３－７５－９２６１　（直通）

※ 町ＨＰ「https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp」